

知財法務の勘所Q & A（第97回）

特許訴訟における閲覧等制限に関する実務と近時の裁判例

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
弁護士・弁理士 岩瀬 吉和

Q1 閲覧等制限とはどのような手続ですか？

A1 閲覧等制限は、民事訴訟法（以下「民訴法」という。）92条1項に規定されている、訴訟記録の閲覧又は謄写の請求をすることができる者を、当該訴訟の当事者に限定する手続です。当事者の申立てを受け、裁判所が審理し、申立てに理由があると判断されると、決定により、認められます。

憲法82条1項は、裁判の公開を原則としており、民事訴訟法91条1項は、原則として、何人も訴訟記録を閲覧できると規定しています。閲覧等制限は、この原則の例外です。

閲覧等制限は、民事訴訟一般に認められる制度ですが、営業秘密が問題になることに多い特許訴訟では、頻繁に利用されています。

Q2 閲覧等制限は、どのような事項について認められますか？
法律上の要件も教えてください。

A2 閲覧等制限は、訴訟記録に、「当事者の私生活についての重大な秘密」（民訴法92条1号）又は「当事者の保有する営業秘密」（同2号）が記載されている場合、認められるものとされています。

我が国の特許訴訟実務においては、後者の「営業秘密」について閲覧等制限が求められることが多いですが、「営業秘密」は、不正競争防止法2条6項に規定する営業秘密と同じものをいうとされています。よって、具体的には、以下の3要件が全て充足される必要があります。

- ①秘密として管理されていること（秘密管理性）
- ②生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であること（有用性）
- ③公然と知られていないこと（非公知性）

この「事業活動に有用な技術上又は営業上の情報」の具体例としては、製品の設計図、製法、研究データ、顧客名簿、販売マニュアル等の情報があります。